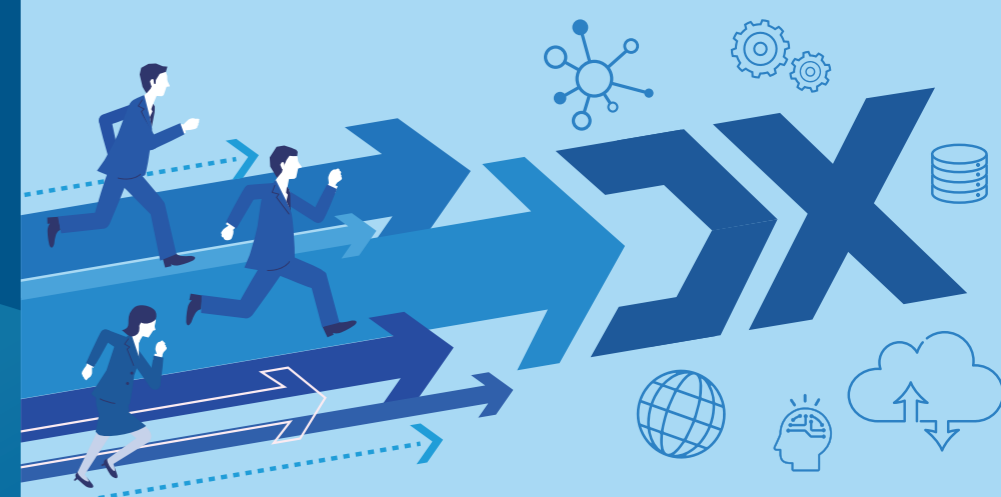


DX実現までは長い道のりです。当社がお客様のDX実現に伴走します！

さあDXはじめましょう！ 今回は電帳法に対応するための経理DXの特集です！

先月号ではバックオフィス全体を概観し、「経理部門」「人事労務部門」「総務部門」それぞれに求められる新たなミッションやDXについてご説明いたしました。今月は「経理部門」にフォーカスし、電子帳簿保存法(以下「電帳法」)改正と経理DXの関連を中心に業務コストの削減や生産性向上のヒントをご提供いたします！新たな制度へ対応は煩雑に思われるかもしれませんが、上手く活用することで業務の効率化・生産性向上の道が開けてきます。電帳法改正を是非、前向きに捉えましょう！



＼そもそも電帳法ってどんな法律？／

電帳法は、一定の条件下で帳簿や決算書などの書類を電子化して保存することを認めています。電帳法の内容は「電子帳簿等保存制度」「スキャナ保存制度」「電子取引に係る電子データの保存制度」の3つに分けることができ、それぞれ保存の対象となる帳簿や書類、満たすべき要件が異なります。ここでは、電帳法の全体像を把握するため、それぞれの制度について簡単にご説明いたします！

① 電子帳簿等保存制度

仕訳帳や総勘定元帳といった会計帳簿や決算書類、請求書・見積書の控え等を電子データで保存できるという制度です。法律要件を満たした会計ソフトを用いて期首から作成することが求められますが、全ての電子帳簿が一定の要件を満たした「優良な電子帳簿」である場合は過少申告加算税の軽減措置の適用を受けられるというメリットもあります。

Point → 一般的な会計システムで対応可能！

② スキャナ保存制度

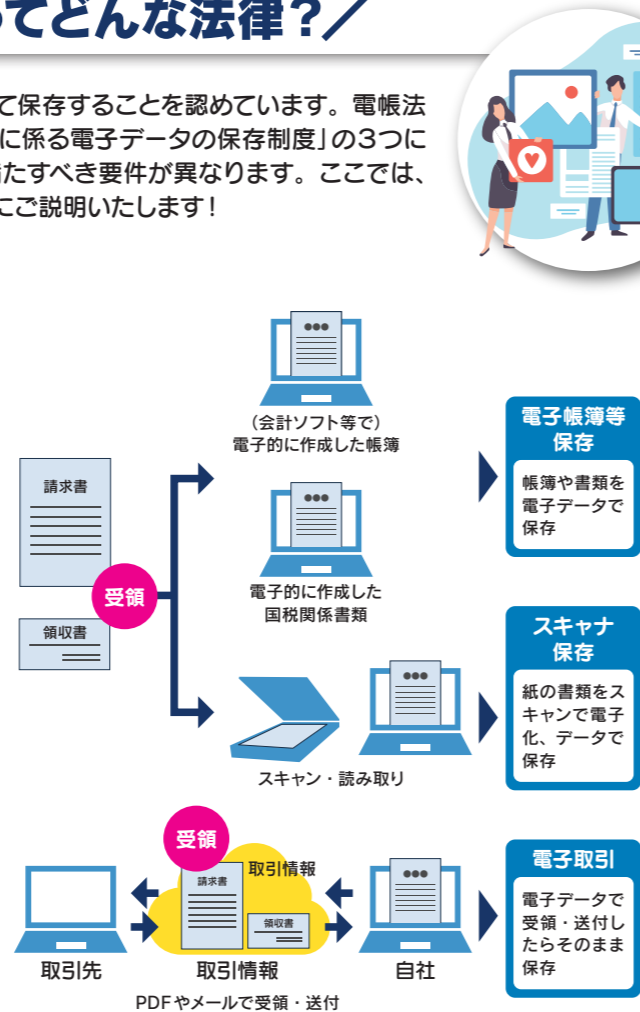
取引の相手方から受領した、あるいは自社で作成した請求書や領収書などの国税関係書類をスキャンして電子化することで、紙の書類を破棄することができます。制度の利用に際してはタイムスタンプの付与やスキャナの色調や解像度などについても詳細な要件が定められているため、念入りな確認が必要です。

Point → 紙書類の電子化でペーパーレス化の実現、スペース確保ができる！

③ 電子取引に係る電子データの保存制度

請求書や領収書などの国税関係書類が受領、送付の時点でPDFやメールといった電子データである場合、紙ではなく電子データのまま保存することを義務付けるものです。2年間の有期措置が認められますが、2024年からは全面的に義務化されます。

Point → 2年後には電子データでの保存が完全義務化！先取で対策を！



＼取引・書類ごとの対応方法を整理してみましょう！／

相手先からの受領 (仕入・経費関係)		受領方法	保存方法
請求書	電子データで受領	メールに請求書データ (PDF等) が添付された場合	添付された請求書データ (PDF等) を保存
		ホームページ上で請求書データ (PDF等) をダウンロードした場合	ダウンロードした請求書データ (PDF等) を保存
		ホームページ上に請求書が画面表示される場合	ホームページ上に表示される請求書をスクリーンショットで画像データにして保存
		EDIシステムを利用している場合	システム上でデータ保存するか、またはダウンロードしてPDF等で保存
		FAXで受信した請求書を紙に印刷せずにPDF等にする場合	PDF等にした請求書データを保存
		紙で受領紙で受領	紙の請求書をスキャンして、データを保存
領収書	電子データで受領	メールに領収書データ (PDF等) が添付された場合	添付された領収書データ (PDF等) を保存
		ホームページから領収書データ (PDF等) をダウンロードした場合	ダウンロードした領収書データ (PDF等) を保存
		Amazonなどホームページ上に領収書が画面表示される場合	ホームページ上に表示される領収書をスクリーンショットで画像データにして保存
		クレジットカードの利用明細データや交通系ICカードによる支払データをホームページで確認している場合	(PDF等ダウンロードできる場合) ファイルをダウンロードして保存 (ホームページ上に画面表示される場合) 利用明細をスクリーンショットで画像データにして保存
		紙で受領紙で受領	紙の領収書をスキャンして、データを保存
見積書・注文書などの書類	電子データで受領	メールに書類データ (PDF等) が添付された場合	添付された書類データ (PDF等) を保存
		ホームページ上からデータ (PDF等) をダウンロードした場合	ダウンロードした書類データ (PDF等) を保存
		ホームページ上に書類内容が画面表示される場合	ホームページ上に表示される書類をスクリーンショットで画像データにして保存
		EDIシステムを利用している場合	システム上でデータ保存するか、またはダウンロードしてPDF等で保存
		FAXで受信した書類を紙に印刷せずにPDF等にする場合	PDF等にした書類データを保存
		紙で受領紙で受領	紙の書類をスキャンして、データを保存

＼どんな書類から対応すればいいの？／

制度利用の要件等を確認する必要がありますが、それらを満たして制度を上手に活用すれば、税制上のメリットが得られたり、ペーパーレス化や業務の効率化も期待できます。

そうはいつても、一気に対応を進めるのは大変です！急進的な対応は混乱につながってしまうかもしれません。優先順位を明確にして、着実にいきましょう。

最初に対応すべき書類としてオススメするのは、「受領した請求書・領収書」です。ワークフローとして経理業務と支払業務が繋がっており、効果が得やすいと言えます。

＼ここから始めましょう！／



相手先へ送付 (売上関係)

相手先へ送付 (売上関係)		受領方法	保存方法
請求書		電子データで発行・送付	発行・送付した請求書データを保存
		紙で発行・送付	紙の請求書をスキャンするか、作成したシステム上でデータを保存
領収書		電子データで発行・送付	発行・送付した領収書データを保存
		紙で発行・送付	紙の領収書をスキャンするか、作成したシステム上でデータを保存
見積書・注文書などの書類		電子データで発行・送付	発行・送付した書類データを保存
		紙で発行・送付	紙の書類をスキャンするか、作成したシステム上でデータを保存

改正電帳法の猶予期間2年を活用してDXを進めましょう！

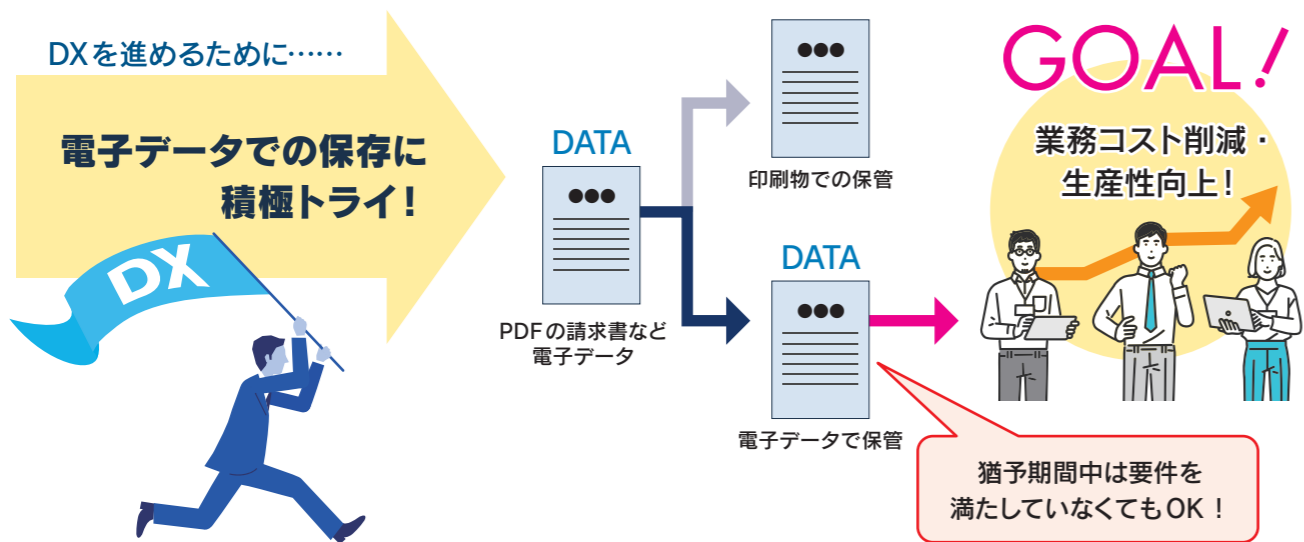
電帳法が定める制度の1つである「電子取引に係る電子データ保存制度」には2年間の猶予期間が設けられています。この2年間の猶予期間を活用し、改正電帳法への対応を進めましょう。保存要件の充足がゴールではありません。あくまでも改正電帳法対応の主眼は業務コストの削減や生産性の向上にあるという意識が重要です。今一度、業務フローを見直し、電帳法対応に向けた全体最適化を図りましょう。猶予期間が経理のDXを進めるチャンスです！



猶予措置のポイント

- 1 猶予期間は2023年12月31日まで
- 2 猶予期間中は保存要件を満たしていなくてもOK
- 3 所轄税務署長への事前手続不要

先にご説明した通り、「電子取引に係る電子データ保存制度」は電子データで受領・送付した書類をそのまま電子データで保存することを義務付けるものであり、保存に際しては法定要件がありますが、2年間の猶予期間中は要件を満たしていなくても電子データでの保存が認められます。電子データを出力して紙で保存することもできますが、猶予期間が終了すると、それはできなくなります。猶予期間中に電子データで保存することの習慣形成をしておくことが非常に重要ですので、積極的に電子データでの保存を行っていきましょう。宥恕措置を受けることができるのは「納税地の税務署長がやむを得ない事業があると認める場合」とありますが、電子データで保存するためのシステムやフローの整備が間に合わない、ということの説明すれば足りるので、ほとんど認められると考えていいでしょう。また、税務署への事前申請等の手続は必要ありません。



2年後に求められる要件を確認しましょう！

① 真実性の確保

改ざんや削除を防ぐシステムの導入、書類受領後にタイムスタンプを付与するか取引相手が付与すること、事務処理規定の作成・運用のうち、いずれかを満たす必要があります。システム投資やタイムスタンプの利用料、取引相手側の負担を考えると、事務処理規定の作成・運用の措置をとることをお勧めします。コストが掛からず、導入も容易です。

② 検索性(可視性)の確保

電子データを「日付・金額・取引先」で検索できるようにする必要があります。証憑収集・保管システムを活用するか、国税庁が示す保存方法に従うことで対応しましょう。生産性の向上という最終目的に照らして、この要件についてはシステムの活用がオススメです。

③ 見読性の確保

電子データを確認するため、ディスプレイ等を備え付けましょう。

④ 関係書類の備付け

システム利用方法の概要を記載したマニュアル等を備え付けましょう。



期待できる3つの効果

1 生産性向上



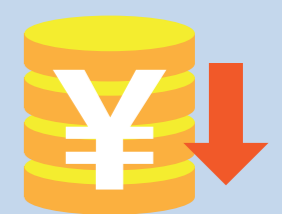
- ◎ 仕訳や入力などの定型業務のオートメーション化と可視化
- ◎ 労力・時間の大幅削減によるコアビジネスへのコミット

2 働き方改革



- ◎ システムの導入・連携によるテレワーク推進
- ◎ BCPへの寄与

3 効率化



- ◎ ペーパーレス化による印刷コストの削減・保管スペースの活用
- ◎ 保存要件の充足に伴う資料の検索性向上、所在明確化

電帳法対応は通過点です！

従来のやり方を変えるというのは簡単ではなく、問題が顕在化しない限りは方向転換には抵抗を感じるとお思います。何か必要に迫られることがないと、なかなか舵を切ることができないというのが実情ではないでしょうか。その点、今回の改正電帳法への対応はチャンスです。また、対応に伴っては、それなりのメリット・効果があることもご理解いただけたと思います。是非、電帳法対応の先にある本来のゴール、業務の効率化や生産性の向上に向けて伴走させてください！

お客様の成長のため、私たちがDX推進パートナーとなり、寄り添い続けます！
デジタル化の見直しから始め、デジタル化へのステップアップをご提案させていただきます！



株式会社六甲商会